

市立テニスコート使用料（令和4年7月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています）

時間区分		①	②	③
		午前6時から午前8時30分まで又は午後5時から日没まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
使用区分				
学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。） 1面につき			2時間まで440円 2時間を超える2時間ごとに440円	880円
学校以外 1面につき			2時間まで880円 2時間を超える2時間ごとに880円	1,760円
一般公開日における個人の使用の場合	中学生以下	110円	2時間まで110円 2時間を超える2時間ごとに110円	
	高校生及び一般	220円	2時間まで220円 2時間を超える2時間ごとに220円	

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 2 使用の準備又は原状回復のためにテニスコートを使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分の使用料の3分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 心身障がい者団体が使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。
- 4 市外の者が使用する場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。

※施設の備品などを使用する場合、品目ごとに使用料が決められています。詳細は施設までおたずねください。